

雫石町監査委員告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和7年12月25日

雫石町監査委員	小田純治
同	階研太

# 令和7年度定期監査（期中監査）報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

地方自治法第199条第4項の規定により、令和7年度における令和7年9月30日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の状況について監査することとし、次の所管課を対象に行った。

- (1) 町民課
  - (2) 福祉課
  - (3) 健康推進課
  - (4) こども課
  - (5) 雫石診療所
  - (6) 学校教育課
  - (7) 生涯文化スポーツ課
- 計 7 課

### 2 監査実施日

事前監査 令和7年10月27日（月）～令和7年10月29日（水）（実日数2日）  
本 監 査 令和7年11月10日（月）～令和7年11月14日（金）（実日数3日）

### 3 監査場所 役場庁舎3階 図書監査室

### 4 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりとし監査を実施した。

- ・ 予算の執行は適正かつ効率的に行われているか。
- ・ 業務等の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- ・ 支出事務について、違法、不正又は不経済な支出はないか。
- ・ 契約事務は適正かつ公正に行われているか。
- ・ 公有財産や物品管理が適正かつ効率的に行われているか。

### 5 実施した監査手順

#### (1) 事前監査

本監査対象課から提出された調書を監査委員が事前に書類監査を行い、必要に応じて担当者からの聞き取りや資料の追加提出を求めた。

#### (2) 本監査

事前監査で抽出した確認事項について、担当課長及び課長補佐、係長等の出席を求め、対面による監査を行った。

## 第2 監査の結果

監査の結果、本監査対象課における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の状況は、関係法令及び条例・規則等に基づきおおむね適正に行われているものと認めた。

しかしながら、一部の事務処理について、改善及び検討の必要があると思われる事項が見受けられたので、再度関係法令等を再確認し今後適切に措置されたい。

#### ◆個別事項

##### 1 町民課

###### 【意見】

特定健診未受診者受診勧奨通知作成業務について、健康診断を受けることによる早期発見、予防の重要性からも通知だけで終わらせず未受診者に対してどの程度の受診促進があったのかその効果を計る方策を検討されたい。

##### 2 こども課

###### 【注意事項】

放課後児童クラブ運営業務委託料について、施行伺いには見積りの内訳書の添付があるが、内容が「一式」となっているため積算根拠が不明である。今後は予定価格を決定するための積算根拠の内訳書を必ず添付されたい。

##### 3 学校教育課

###### 【意見】

小中学校児童生徒文化・体育大会出場奨励金交付について、近年、多くの大会において、ウェブでの申し込みが主流となってきている。そのため紙の申込書を提出する必要性が薄れており、雫石町立小中学校児童生徒文化大会及び体育大会出場奨励交付要綱第5条に規定されている大会参加申込書の写しは必ずしも必要でないと考えられる。大会に出場すること自体が成績結果を通じて確認できることから要綱の見直しを検討されたい。